

## ○ 柏市建設工事の現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

制定 平成 25 年 8 月 1 日

施行 平成 25 年 8 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、柏市（以下「市」という。）が発注する工事に関し、市が定める建設工事請負契約書約款第 11 条第 4 項に規定する現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができることの取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(現場代理人の常駐義務の緩和の要件)

第 2 条 市長は、市が発注する工事の請負契約の締結後において、発注者と現場代理人との連絡体制が確保され、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。ただし、第 1 号から第 4 号に該当するものについては、常駐を要しない期間が発注者と受注者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていることを要する。

- (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。
- (4) 受注者から工事完成の旨の通知があった日から引渡しまでの期間。
- (5) 請負金額が 500 万円未満の工事。ただし、設計図書等に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

(現場代理人の兼任による常駐義務の緩和の要件)

第 3 条 受注者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合は、現場代理人の常駐を要しないものとするすることができる。ただし、設計図書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明

記されている場合を除く。

- (1) 兼任をしようとする工事がいずれも柏市，柏市上下水道局，国又は千葉県（ただし，国又は千葉県の発注者の承諾が得られている場合に限る）が発注した工事であること。
- (2) 兼任をしようとする工事のそれぞれの請負金額が，建築一式工事以外の工事については4，500万円未満，建築一式工事については9，000万円未満であること。
- (3) 兼任する工事は，当該工事を含め3件までであること。ただし，前条第5号に該当するものは件数に含めないものとする。
- (4) 原則として，兼任する工事の現場は，柏市内にあること。
- (5) 発注者と現場代理人が常時連絡をとれる体制であり，かつ，緊急時には現場代理人が工事現場に急行できること。
- (6) 工事現場の安全管理，工程管理及び住民対応等に配慮できること。
- (7) 低入札価格調査を経て，契約締結を行ったものでないこと。

（現場代理人兼任の届出）

第4条 受注者は，現場代理人を兼任しようとするときは，現場代理人兼任届（別記第1号様式）を，兼任の開始と同時に市長に届け出なくてはならない。

（請負金額変更時の取扱い）

第5条 受注者は，現場代理人を兼任させている工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第1項に定める主任技術者及び同条第2項に定める監理技術者（以下「主任技術者等」という。）と現場代理人を兼務させていない工事に限る。）について，設計変更により第3条第2号に定める請負金額以上となった場合においても，引き続き兼任することができる。

ただし，主任技術者等が現場代理人と兼務している工事のうち，そのいずれかが法第26条第3項の規定により主任技術者等の専任が必要となった場合は，兼任を継続することはできない。

（兼任の解除）

第6条 現場代理人を兼任している工事について，そのいずれかが竣工または前条但書もしくはその他の理由により，兼任の状態が

解消された場合であって、一方の工事が契約期間中である場合は、速やかに現場代理人兼任解除届（別記第2号様式）を、市長に届け出なくてはならない。

（現場代理人の変更）

第7条 現場代理人を兼任している工事について、原則として施工期間中は現場代理人の変更は認めない。ただし、第5条但書に該当することとなった場合又はやむを得ない事情が発生した場合はこの限りでない。

2 前項の規定により、現場代理人を変更する場合は、直ちに配置（予定）技術者変更届（工事）を、市長に届け出なくてはならない。

（営業所技術者又は特定営業所技術者と現場代理人の兼務）

第8条 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、1件に限り、営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）と現場代理人を兼ねることができるものとし、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

(1) 発注者と当該営業所が工事請負契約を締結していること。

(2) 当該営業所が柏市内にあること。

(3) 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満であること。

(4) 低入札価格調査を経て、契約締結を行ったものでないこと。

(5) 発注者及び当該営業所との間で常時連絡をとれる体制を確保できること（携帯電話及び連絡責任者の配置）。

(6) 設計図書において兼務を認めない旨の指定が無いこと。

（営業所技術者等の兼務の届出）

第9条 受注者は、前条の規定による兼務をしようとするときは、営業所技術者等兼務届（別記第3号様式）を、兼務の開始と同時に市長に届け出なくてはならない。

（留意事項）

第10条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の責務を免除するものではない。

2 営業所技術者等は工事現場の職務に従事しているときであっても、営業所の職務を免じるものではない。

3 この取扱いについて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、関係法令その他柏市の規則に則り、厳正な措置を行う。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は、平成25年8月1日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に当該公告、当該通知をした入札又は当該見積依頼をしたものについてはなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年1月5日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は、平成27年1月5日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に当該公告、当該通知をした入札又は当該見積依頼をしたものについてはなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は、平成28年4月1日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に当該公告、当該通知

をした入札又は当該見積依頼をしたものについてはなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年1月14日から施行する。

(経過措置)

この要領による改正後の柏市建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱い要領の規定は、令和4年1月14日以後に一般競争入札の公告及び指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札並びに随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前の期間に対応するものについてはなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の第2条、第6条の2及び第6条の3の規定は、令和7年4月1日以後に一般競争入札の公告及び指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札並びに随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の第2条及び第3条の規定は、令和8年4月1日以後に一般競争入札の公告及び指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札並びに随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に

行ったものについては，なお従前の例による。

(別記 第1号様式)

令和 年 月 日

## 現場代理人兼任届

柏市長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

現場代理人の兼任について、次の内容で兼任させたいので、柏市建設工事の現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領（以下「要領」という。）に基づき届け出します。

なお、兼任する工事に関し、要領に規定する各種条件等を満たしていること、また、これを満たさなくなったときは、直ちに兼任の変更または解除をすることを誓約します。

現場代理人氏名		
本 件 工 事	発注部署名	
	工 事 名	
	請 負 金 額	
	工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
	備 考	
兼 任 と な る 他 の 工 事 1	発注部署名	
	工 事 名	
	請 負 金 額	
	工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
	備 考	
兼 任 と な る 他 の 工 事 2	発注部署名	
	工 事 名	
	請 負 金 額	
	工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
	備 考	

< 添付書類 >

1 兼任となる他の工事の契約書（写）（工事名，契約金額，工

- 期，発注者，受注者の記載がある部分)
- 2 兼任となる他の工事の着手届の表紙（写）
  - 3 兼任となる他の工事の工程表（写）

**\*この第1号様式は、兼任の開始と同時（契約締結時から兼任する場合は着手届と同時）に、兼任するそれぞれの工事を所管する担当部署（監督部署と担当部署が異なる場合は監督部署）に提出してください。（なお、兼任するそれぞれの工事を所管（監督）する部署が同じであっても提出が必要です）**

(別記 第2号様式)

令和 年 月 日

## 現場代理人兼任解除届

柏市長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

現場代理人の兼任について、次のとおり解除したいので、柏市建設工事の現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領に基づき届け出します。

現場代理人氏名		
兼任を解除する工事	工事名 (本件工事)	
	工期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
	解除日※	令和 年 月 日
	解除の理由	<input type="checkbox"/> 兼任となる他の工事が完了したため。 <input type="checkbox"/> 兼任となる他の工事の現場代理人を変更するため。 <input type="checkbox"/> 兼任要件を満たさなくなったため。 (理由： ) <input type="checkbox"/> その他 (理由： )

※解除日について

- ・兼任となる他の工事が完了した日とは、工事検査通知日または工期末日のいずれか早い日とする。
- ・兼任となる他の工事の現場代理人を変更した日とは、配置技術者変更届の提出日とする。

**\*この第2号様式は、解除前までに兼任していた工事を所管する担当部署（監督部署と担当部署が異なる場合は監督部署）に提出してください。（なお、兼任していた工事が完了した場合、または当該工事の現場代理人を変更した場合は、兼任を解除したことが明らかであるため、提出は不要です）**

(別記 第3号様式)

令和 年 月 日

## 営業所技術者等兼務届

柏市長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）の兼務について、次の内容で兼務させたいので、柏市建設工事の現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領（以下「要領」という。）に基づき届け出します。

なお、兼務する工事に関し、要領に規定する各種条件等を満たしていることを誓約します。

営業所技術者等（現場代理人）の氏名		携 帯 電 話	
不在時の連絡責任者		連絡先	
当該専任を要する営業所	名 称		
	住 所		
工事名			
請負金額			
施工場所	柏 市		
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで		

\* この第3号様式は、兼務の開始と同時（契約締結時から兼務する場合は着手届と同時に）、兼務する工事を所管する担当部署（監督部署と担当部署が異なる場合は監督部署）に提出してください。